

畜産・酪農業における飼料価格高騰対策を求める意見書

新型コロナウイルス感染症による国民生活や経済への影響が続く中、配合飼料や輸入乾牧草などの家畜飼料の直近の価格は、中国における需要増加等に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安等の影響を受け、令和2年度比で約1.5倍まで上昇している。

飼料費は畜産経営コストに占める割合が高く、配合飼料のみの豚・鶏で6割、粗飼料も与える牛で5～3割であり、飼料価格の高騰による畜産・酪農経営への影響が深刻になっている。

また、乳用牛は、肥育牛や豚のマルキン制度のような経営安定制度がないことに加え、セーフティーネットの対象外となる輸入乾牧草の給与量が多いため、飼料価格の高騰の影響を大きく受けている。

今後の飼料価格の動向次第では、事態はさらに深刻化し我が国の畜産・酪農家が壊滅的な打撃を受けるおそれがあることから、飼料価格高騰の影響を可能な限り緩和し、畜産・酪農家の負担を軽減するよう積極的に取り組む必要がある。

よって、国におかれては、畜産・酪農家の経営安定を図るため、次の事項につき、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 長期間にわたる飼料価格の高騰に伴う畜産・酪農家の経営への影響緩和のため、長期間にわたる飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、早急に配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。
- 2 配合飼料のような公的なセーフティーネット制度を有さない粗飼料の価格高騰による酪農家の経営への影響緩和のため、令和4年度予備費で実施する国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策を今後も継続的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣 } 様